

ＪＵ石川オークションメンバー様

ＪＵ石川 検査委員会

「第 9 章 紛争の仲裁クレーム規約 改定」のお知らせ

この度日本オートオークション協議会にて「走行距離に関するクレーム基準統一」が決議されました。つきましては、当会場におきましてもクレーム規約を一部改正いたします。

第 7 条 (クレーム処理 細則)

[その他事由より別に期間を定めるもの]

【現行】

1. 走行メーターの改竄が判明した場合 【開催日より 180 日以内】

* キャンセル+キャンセルペナルティ 10 万円+陸送費+諸経費

【改定後】

1.(1) 走行メーターの改竄が判明した場合 【開催日より 180 日以内】

* キャンセル+キャンセルペナルティ 5 万円+陸送費+諸経費

(2) 走行メーターの改竄が書類から判明した場合

【事務局から書類発送当日より 30 日以内】

書類から判明した場合の「書類」とは、車輛取引に関して授受される車検証、前使用者の定期点検整備記録簿等の書類全てとする。

(車輛に付随している目視確認出来るものを含む)

* キャンセル+キャンセルペナルティ 5 万円+陸送費+諸経費

本規約は平成 21 年 10 月 7 日 第 1,086 回オークションより施行します。